

(様式1)



報道資料

平成31年 1月10日

1 件 名	最高裁判所裁判官国民審査における 開票済み投票用紙の誤廃棄について
2 日 時	
3 場 所	
4 内 容	<p>山口県選挙管理委員会から公表されましたとおり、山口市においては、「最高裁判所裁判官国民審査」における開票済み投票用紙を、保存が義務づけられている期間内であるにもかかわらず、誤って廃棄していました。</p> <p>このことについて、詳細は別紙のとおりです。</p>
5 出席者	
6 問い合わせ	山口県選挙管理委員会事務局 古谷一成 TEL 083-934-2877

最高裁判所裁判官国民審査における開票済み投票用紙の誤廃棄について

最高裁判所裁判官国民審査法で保存期間が 10 年間とされている開票済み投票用紙を、下記のとおり、誤って廃棄していたことが判明しました。

記

◆経過

平成 30 年 12 月 20 日の中国新聞に、広島県内の 12 の市町において、標記の投票用紙が保存を義務付けられている期間内に廃棄処分されていたことが報道されました。

この報道の後、本市の保存状況を確認したところ、本市においても、過去の投票用紙を誤廃棄していたことが判明したところです。

◆誤廃棄した投票用紙

現時点で、10 年間の保存期間内にある国民審査は過去 4 回分ですが、本市ではそのうちの 3 回分を誤廃棄していました。

最高裁判所裁判官国民審査	誤廃棄した枚数
平成 21 年 8 月 30 日執行	106,816
平成 24 年 12 月 16 日執行	89,548
平成 26 年 12 月 14 日執行	77,748
平成 29 年 10 月 22 日執行	0
計	274,112

*平成 21 年は旧阿東町分を含む。

◆原因

開票済み投票用紙等の保存期間は、公職選挙法と最高裁判所裁判官国民審査法で異なっているにもかかわらず、その認識が不足していたことにより、同時に執行される衆議院議員総選挙の関係書類の廃棄と合わせて、廃棄処分していました。

◆改善策

再発防止のため、日ごろから法令への理解を深めるとともに、選挙関係書類の保存については、それぞれの書類について、保存に関する事務等をマニュアル化することにより、担当者が異動しても確実に事務を引き継ぎ、適正な事務処理ができるようにします。

◆山口市選挙管理委員会事務局長コメント

この度の事案では、基本的な法令を順守しておらず、有権者の皆様の信頼を損なう結果となり、まことに申し訳ありませんでした。今後は改善策を確実に実行し、適正な事務処理に努めてまいります。